

アジアの中の古代日本——仏教と対外交渉の視点から——

論文審査の結果の要旨

上記の論文は、仏教が中国を中心とする国際秩序を構築する際の新たなイデオロギーとして作用しつつある中、古代日本を含むアジアの諸国で仏教が果たしていた対外交渉上の役割を明らかにし、併せて仏教の国内統治面における役割についても、特に皇帝・天皇の受戒の問題を中心に解明しようとしたものである。

第一部第一章では、仏教色を強調する対中国交渉（以下、仏教的朝貢）について、隋代を下限として網羅的に調査した。その結果、仏教的朝貢とは、皇帝の歓心を買ひ、朝貢における利益を拡大させることを主たる目的として、朝貢対象となる皇帝の崇仏に鑑みて計画・実行されていたことを確認した。

第二章では、それら仏教的朝貢の中でも、上表文において皇帝・中国を仏教的に称える朝貢について検討を加え、その結果、そのような上表文を奉った諸国は、交易許可等具体的な利益を求めのみで、しかもこれら諸国に冊封・除授が行われことは、宋代の一例を除いて見出せないことを見だし、その背景を、仏教色の濃い上表文を奉った諸国と中国の間には、崇仏を先導する中国—崇仏天子に帰崇する諸国という関係が結ばれるため、伝統的に用いられた冊封・除授を要求することは相応しくなかったためと推測した。

第三章では、隋の皇帝が菩薩戒を受けた歴史的背景について考察し、梁の武帝による皇帝受戒の方針は、陳、及び東魏、北斉で継承され、隋は、そのような皇帝受戒の流行という流れの中で、武帝の受菩薩戒思想を受け継いだと考えた。

以上を踏まえて、第四章では、倭国の遣隋使について、『隋書』倭国伝の遣隋使関係記事のうち、倭国の使者が皇帝を「重興仏法」した「菩薩天子」と称えていることに着目して分析を加え、倭国は、梁の武帝と同様に隋の文帝も仏教的朝貢に対して好意を抱くであろうと判断して、文帝を仏教的に称える仏教的朝貢を行ったのであろうとした。

第二部第一～三章では、唐の皇帝と皇太子の受菩薩戒について考察を加えた。太宗は受戒して衆生救済を主導する菩薩となることで民心の収攬を図り、承乾にも受戒させることで、崇仏層の支持を取り付け、仏教界との協調関係を維持しようとしたと見た（第Ⅰ期）。武后・中宗・睿宗もまた、自身の即位・復位の正当性を仏教的に補強するだけでなく、仏教を介して人心を掌握し、仏教界との協調関係を維持するため、受菩薩戒を繰り返したと推測した（第Ⅱ期）。代宗と徳宗の受戒については、具体的・政治的な対抗関係の中で受菩薩戒が行われた経緯を明らかにした（第Ⅲ期）。

第四章では、中国撰述史料にみえる唐代の仏教色を強調する対中国交渉を網羅的に調査した。その結果、それらの事例が東晋～隋代に行われた仏教的朝貢の流れを継承して行われていたことを確認した。

以上を踏まえて第五章では、戒師が遣唐使を通じて招聘されたことの持つ意義の一つとして、日本が唐に倣う崇仏国であると表明することで、仏教を介した良好な関係を築くという対外交渉上の目的を追加し、鑑真が孝謙天皇、聖武太上天皇、光明皇太后に菩薩戒を授けたことについては、女性天皇の即位の正当性を仏教によって裏付ける必要のあった武后を先例として受戒したのであり、聖武と光明子の受戒には、両者の間に生まれた孝謙の血統を仏教的に荘厳し、その存在を皇族の中から際立たせるために菩薩戒を受けたという側面が認められると判断した。

このように本論文は、仏教的朝貢という新たな概念を駆使しつつ、おおよそ5～8世紀の中国を中心とするアジア諸国間において仏教が果たしていた外交的役割、およびこれと関連しつつ諸国の国内政治上において仏教に期待されていた役割について、多くの新しい解釈や論点を提示したものと評価できる。

以上のことから、本調査委員会は、本論文の提出者が博士（文学）の学位を授与されるに相応しいと認めるものである。